

日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う日持ち生産管理切り花の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0001 日持ち生産管理切り花

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0001** による。

4 生産行程についての検査

生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、**箇条 5** に掲げる事項の記録（以下“管理記録”という。）を適切に作成・保管し、当該記録に基づき、次に掲げる事項について確認することによって行う。

- 当該生産行程に係る管理記録が当該生産荷口に係るものであること
- 当該生産荷口に係る生産方法が **JAS 0001** の **箇条 4** 及び **箇条 5** に適合するものであること

5 管理記録

管理記録に記録すべき事項を次に示す。

- ほ場又は作業場の所在地
- 切り花の種類
- 栽培面積
- 作業日及び作業内容
- 栽培管理
- 採花時の管理
- 水揚げ及び前処理の管理
- 採花から出荷前までの管理
- 出荷管理
- 設備の点検
- 冷蔵保管する場所の管理
- 器具の管理

制定等の履歴

制 定 平成30年4月2日農林水産省告示第741号
最終改正 令和5年9月19日農林水産省告示第1195号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年9月19日農林水産省告示第1195号
令和5年10月19日から施行する。